

山陽小野田市

中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針



令和6年11月

山陽小野田市
山陽小野田市教育委員会

目 次

- 1 はじめに
- 2 本市における学校部活動の現状と課題
 - (1) 中学校の生徒数推移予測
 - (2) 中学校文化部・運動部の現状と課題
 - (3) 地域の文化芸術・スポーツ環境
- 3 本市における中学生の文化スポーツ活動の方向性
 - (1) 本市が目指す中学生の文化スポーツ活動
 - (2) 改革の時期
- 4 中学生の文化スポーツ活動の体制整備
 - (1) 運営団体の設置
 - (2) 実施主体の整備・設立
 - (3) 実施主体の登録
 - (4) 中学生の文化スポーツ活動を支援する組織づくり

1 はじめに

学校部活動は、文化芸術・スポーツ活動に興味・関心のある中学生が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の支えにより、その振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る以外にも、異年齢との交流の中で、中学生同士や教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を養成するなど、学校における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的な意義を有してきました。

しかしながら、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては部活動の存続が厳しい状況にあります。

また、専門性や意思に関わらず、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。

こうした状況を受け、国（文化庁及びスポーツ庁）においては、学校部活動の段階的な地域への移行を図ることとして、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を定め、新たな地域クラブ活動をするために必要な対応などを示しています。

令和5年10月には、山口県が「新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定し、国のガイドラインに沿って、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間とし、県内の全ての市町において、休日の地域連携、又は地域移行に向けた取組（平日の移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む）を実施していくこととしています。

本市では、地域の子どもは地域で育てるとの考えのもと、市内の実情に応じた部活動の地域への移行を着実に推進するため、「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」を策定し、地域等の運営団体・実施主体による文化芸術・スポーツ活動の環境整備に向けた方向性を示すこととしました。

この方針は、義務教育である中学校段階の文化活動及び運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい文化芸術・スポーツ活動の実施環境を構築する

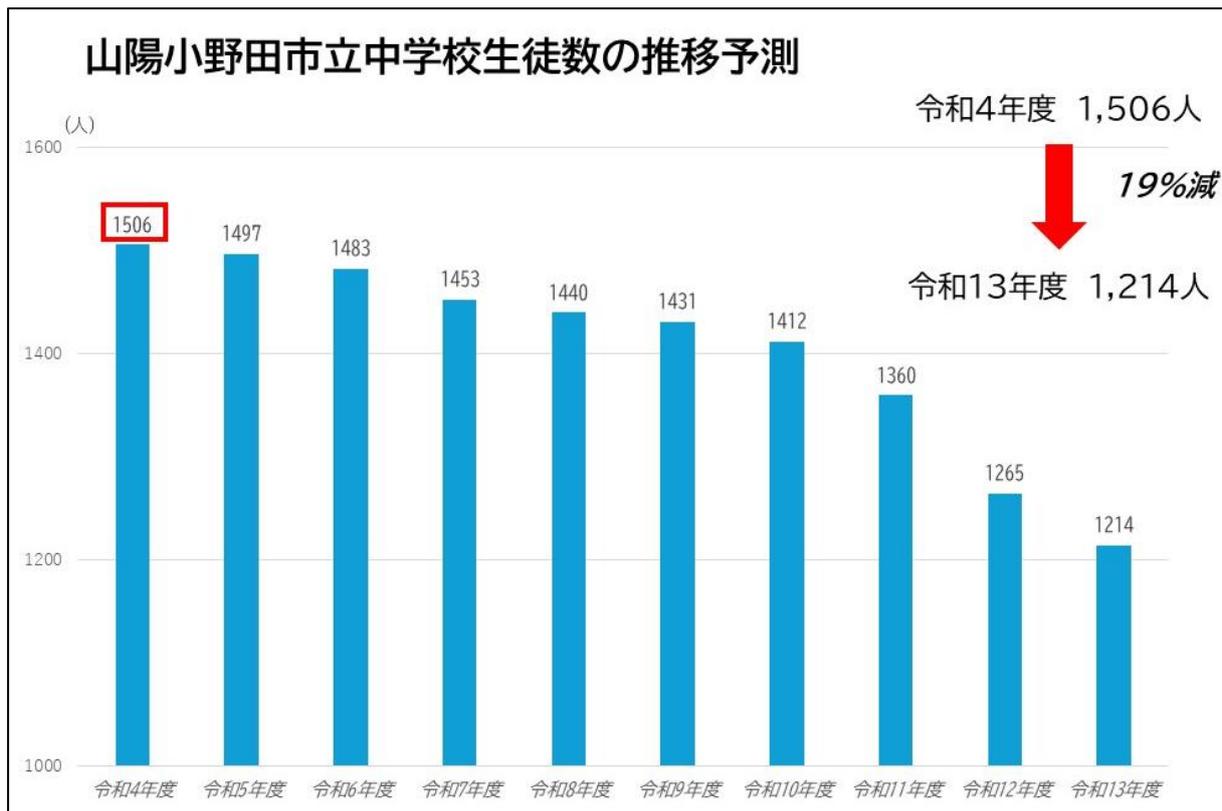
観点に立ち、次の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的などに応じた多様な形で、望ましい姿で実施されることを目指します。

- 中学生の文化スポーツ活動が持続可能な指導・運営体制を構築すること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環としての活動を継承し、学校活動との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 生徒の生活全体を見渡して、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮すること。
- 令和8年度からの学校部活動の地域移行に向け、まずは休日における活動体制の整備を図ること。

2 本市における学校部活動の現状と課題

(1) 中学校の生徒数推移予測

本市の中学校に通う生徒数は、今後10年間で約300人が減少する推移予測が示されており、本市での直近の出生数（令和4年度327人）の現状からみても、将来において現在と同様の学校活動を維持することが難しくなると予想されます。



(2) 中学校文化部・運動部の現状と課題

令和6年8月現在、山陽小野田市内の6つの中学校において文化部5種目13部、運動部12種目54部が活動していますが、学校によっては、以前あった部活動が廃部や休部になったり、団体競技においては単独の学校単位での大会出場ができなくなったり、生徒によっては小学生の時にスポーツ少年団の活動で行っていた競技を中学校では選択できなくなったりしています。

本市や隣接する市町において、中学生を対象としたクラブチームの設置は、一部の競技に限られており、中学生が自身の嗜好に合わせて「やってみたい」競技やチームなどを選択できる環境は整っていません。

また、指導者についても、専門的な指導資格を保有する指導者や部活動指導員の配置が進んでおらず、生徒が望む専門的な指導が受けられないことも課題となっています。

部活動設置状況

令和6年8月現在

	部活動名	高千帆	小野田	竜王	厚狭	埴生	厚陽
1	陸上部	○	○	○	○臨時		
2	水泳部	○臨時	○臨時	○臨時	○臨時		
3	バスケットボール部（男子）	○	○		○		
4	バスケットボール部（女子）	○	○	○	○		
5	バレーボール部（男子）						
6	バレーボール部（女子）	○	○	○	○	○	
7	ソフトテニス部（男子）	○	○		○	○	
8	ソフトテニス部（女子）	○	○	○	○	○	○
9	卓球部（男子）	○	○	○	○	○	○
10	卓球部（女子）	○	○	○臨時	○		○
11	軟式野球部	○	○	○	○	○	
12	サッカー部	○	○	○			
13	剣道部				○	○臨時	
14	柔道部					○臨時	
15	弓道部				○		
16	テニス部				○臨時		
17	吹奏楽部	○	○	○	○		
18	総合文化部		○	○	○	○	
19	英語部	○					
20	美術・文芸部	○	○				
21	ボランティア部	○	○臨時				
	部活動数	15	15	11	15	8	3

※○臨時：活動を学校外で行っている臨時部活動

(3) 地域の文化芸術・スポーツ環境

【文化施設・体育施設の現状と課題】

本市で中学生が文化スポーツ活動を実施するに当たり学校以外の施設は限られています。文化施設については、不二輸送機ホールや市民館文化ホールがありますが、日常的に利用するに当たり道具や楽器の保管などができる施設ではなく、中学生が利用するためにはハードルが高くなっています。

スポーツ施設については、小野田地区に多くのスポーツ施設が集中しており、竜王、高千帆、厚陽、厚狭、埴生地区からの利用に当たっては移動手段や移動時間に課題があります。

また施設の老朽化に伴う施設の改修・整備や、平日では一般利用が、休日では各種競技大会の利用が多く入っており、中学生の活動を地域へ移行するに当たり施設の優先的な利用や利用時間帯の調整などが課題となります。

【地域の文化芸術・スポーツ環境の現状と課題】

地域の文化芸術活動については、文化協会を中心に様々な文化活動が行われています。特に生涯学習の観点での地域交流センターにおける活動は活発に行われています。

スポーツ活動については、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブが中心となり小学生から一般まで各種大会が開催され、競技志向から生涯スポーツを楽しむ活動など多様な活動団体も存在しています。

しかしながら、文化スポーツ活動について、中学生を対象とした活動は限られており、学校以外での文化スポーツ活動の拡大が今後の課題となります。

3 本市における中学生の文化スポーツ活動の方向性

(1) 本市が目指す中学生の文化スポーツ活動

本市の第二次総合計画の基本目標の中で、文化スポーツ活動については「生涯を通じて、豊かな人間性を育むことや、心身ともに健やかに暮らすことができるよう芸術文化やスポーツの推進に取り組みます」と示していることから、中学生についても、生涯にわたって文化スポーツ活動に親しむ機会を確保し、子どもの心身の健全育成を図り、地域とともに文化芸術・スポーツ環境の整備につなげていくことを目指します。

そのためには、地域と学校と行政との連携・協働により、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、地域で中学生を育てるとの視点を持ち、生涯にわたり中学生が文化スポーツ活動を継続できるよう、新たな「地域クラブ活動」(*)の環境整備に取り組んでいく必要があります。

※「地域クラブ活動」：学校の教育課程外の活動として、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ「社会教育」の一環として捉えることができる文化スポーツ活動のことをいう。

【目指す姿】

◎中学生が地域において多様な活動ができる機会を提供します。

◎学校部活動の意義や役割を継承し、発展させる活動を創出します。

◎学校と地域が連携し、中学生が参加しやすい環境の整備を図ります。

(2) 改革の時期

現在の文化スポーツ活動体制の整備・改革について、令和6年度から令和7年度末までを改革推進期間と位置づけ、令和8年4月からは休日の学校部活動について廃止し、地域が主体となった地域クラブ活動で子どもたちが活動するスケジュールとして体制整備を進めます。

なお、平日の学校部活動についても、可能な学校・地域・競技から新たな地域クラブ活動の体制を整備します。

4 中学生の文化スポーツ活動の体制整備

中学生の文化スポーツ活動について、以下のような課題があります。

- ・部員数の減少により、生徒が取り組みたい競技が実施できていない
- ・学校部活動だけでは、生徒の選択肢が減っている
- ・取り組みたい競技がないため、仕方なく学内の部活動を選択している
- ・学校部活動以外に選択できる文化スポーツ活動の環境が少ない
- ・選択できる環境があっても、「活動場所」「活動時間」「会費負担」などの理由により参加できない生徒がいる
- ・専門的な指導が受けられる環境がない
- ・専門の指導者が少ない
- ・学校施設以外に中学生が優先的に利用できる施設、環境が不十分

今後の活動体制整備に当たり、上記課題の解決に向けて、運営団体の設置や実施主体による活動場所の提供、専門的な指導など、本市が目指す姿の実現に向けた取組を進めます。

(1) 運営団体の設置

中学生の文化スポーツ活動に関する課題に対応し、中学生が地域において安全安心に活動できる体制を整え、本市が目指す活動を展開するために、文化活動・スポーツ活動に関する実務を担う事務局として、運営団体を設置します。

運営団体は、各中学校、生徒、保護者、競技団体、指導者、行政等と連携し、地域における多様な文化スポーツ活動の展開を図ります。

<運営団体の役割>

① 新たな地域クラブ活動の環境整備・構築

運営団体は、中学生の活動を支援するため事務局として環境整備を図ります。

- 中学生の活動を提供する（指導する）実施主体である文化・スポーツ団体の確保、設立支援

- 指導者の確保、人材発掘、人材育成、講習会・研修会の実施
- 活動場所の確保、調整

② 新たな地域クラブ活動の管理運営

運営団体は、中学生の活動を主体的に進める団体（以下「実施主体」という。）の登録・管理に関すること、実施主体と各種関係機関との調整に関する事項を行います。

- 地域クラブ活動団体の登録に関する受付、管理、指導
- 中学生のニーズに応じた新たなプログラムの提供、調整（レクリエーション、複数の文化活動・スポーツ種目に取り組める環境整備など）
- 指導者の確保・育成 ※研修、講習会の実施
- 地域クラブ活動に係る年間及び毎月の活動計画の策定、公表
- 活動中の事故やトラブルの対応を含む管理責任の明確化
- 学校部活動（学校部活動の在り方に関する方針）に準じた管理
- 各中学校との調整に関する事項

（２）実施主体の整備・設立

中学生の文化スポーツ活動の場として、市内においても既存のクラブチームやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、民間の文化・スポーツ教室が自主的に運営されています。

そのような中、「中学生の活動を支える」「中学生を指導する」実施主体としては、現在の部活動を核とした活動団体の設置、既存の民間クラブチームや地域交流センターにおける講座・教室・サークル・同好会、新たに立ち上げられた活動団体・チームが、「地域クラブ活動」として団体の登録を行い、中学生が参加できる環境を提供します。

また、現在は基本的に小学生を対象に活動しているスポーツ少年団が中学生を受け入れるケースも想定し、新たな地域クラブ活動の実施主体は、地域の実情に応じて、様々な形態での整備・設置など柔軟に対応できる体制づくりを進めていきます。

(3) 実施主体の登録

地域における活動の実施主体となる団体・クラブについて、以下のような「地域クラブ活動の要件」に基づき活動する場合は、今後、地域クラブ活動の実施主体として運営団体に登録する仕組みを構築します。

本市の地域クラブ活動として登録された実施主体については、学校施設の優先的な利用調整や市有施設の使用料の減免、学校備品の利用など、地域での活動に必要な支援が受けられるよう、学校や関係施設との調整を行います。

【地域クラブ活動の基本的な要件】

国のガイドラインに準じた活動を行っていること。

【主な内容】

- ・活動時間/平日は長くとも2時間程度、休日は原則として3時間程度とすること。
- ・休養日/週2日以上以上の休養日を設けること。(原則平日・休日ともに1日以上)
- ・会費/活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉であること。
- ・指導者/適正な指導を実施できる体制を有していること。
- ・関係機関との連携/活動について、運営団体と情報共有が行われていること。
- ・運営体制/事故やトラブルの管理責任の主体が明確であり、その解決に向けた体制が整備されていること。
- ・規約や定款等に基づき団体の運営が行われ、会計が適切に処理されていること。

(4) 中学生の文化スポーツ活動を支援する組織づくり

中学生の文化スポーツ活動体制を継続していくために、文化芸術・スポーツ団体関係者、学校関係者、保護者、学識経験者、行政関係者で構成する山陽小野田市文化スポーツ活動体制整備協議会を設置します。

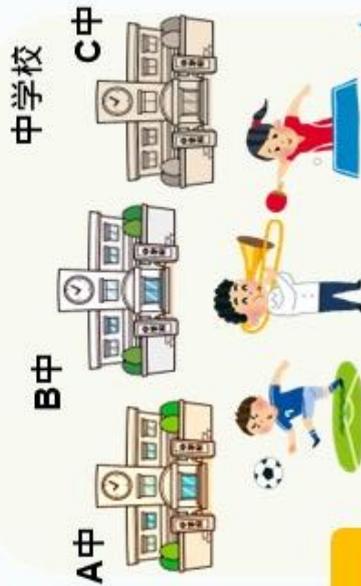
【協議会の役割】

- ・ 運営団体の管理
- ・ 実施主体の要件の設定
- ・ その他中学生の文化スポーツ活動体制整備に必要な事項の調整

山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制のイメージ ～地域の子どもは地域で育てる～

**教育委員会
学校教育課**
各中学校との連携・調整
学校施設利用調整
兼職兼業の制度整備

**協創部
文化スポーツ推進課**
文化スポーツ団体の管理
公共施設利用調整



**各中学校
又は拠点校**
活動場所の提供
外部指導者の
受け入れ

【中学校】
平日部活動の継続、指導者確保
実施主体との連絡調整
学校施設利用調整

【生徒・保護者】
希望する活動に参加
練習場所への移動の負担
会費や保険料などの負担
大会出場等に係る協力
実施主体の運営協力

**<運営団体> ※候補
行政・文化協会スポーツ協会**
実施主体の確保、設立支援
指導者の確保、育成
(研修・講習の実施)
活動場所の確保、調整
実施主体の登録・管理
関係機関との調整

**文化協会
スポーツ協会**
指導者情報の把握、提供
競技団体の情報提供
指導者育成、指導者の派遣

**<実施主体> ※候補
地域クラブ活動団体**

**総合型地域
スポーツクラブ**

スポーツ少年団

**地域の文化
スポーツ団体**

**中学生対象の
新たなクラブ活動**

活動情報の提供
活動への中学生の受け入れ
指導者育成・確保・派遣
多様なニーズに対応する活動
場所の提供

**文化スポーツ活動
体制整備協議会**

運営団体の管理
実施主体の要件の設定
活動体制整備に必要な調整

山口東京理科大学

指導・見守りとして学生派遣
活動場所の提供

民間企業・事業所

指導者としての従業員派遣
活動場所の提供